

## 第 4 回 網走 開発建設部 総合評価審査委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 19 年 12 月 21 日（金） 網走開発建設部 第 1 会議室		
委員	大島俊之（北見工業大学理事・副学長）、辻 修（帯広畜産大学准教授） （五十音順） * 委員 1 名は欠席		
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 19 年度総合評価落札方式の実施状況及び平成 20 年度の実施方針について</li> <li>2 平成 19 年度総合評価落札方式実施（予定）工事について</li> <li>3 平成 19 年度総合評価落札方式実施工事の事後審査について</li> </ol>		
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		
	意見・質問	回 答	
	<p><b>【平成 19 年度総合評価落札方式の実施状況及び平成 20 年度の実施方針について】</b></p> <p>総合評価落札方式の実施状況等については、国土交通省の各地方整備局等間で意見交換などはされているのか。平成 20 年度の総合評価落札方式の実施方針として、地域精通度を重視する方向ということだが、この考え方は全国的にも同様の傾向なのか。</p> <p><b>【平成 19 年度総合評価落札方式実施（予定）工事について】</b></p> <p>総合評価落札方式の活用については、平成 18 年度は件数等の目標値があったと思うが、平成 19 年度はどうなのか。</p> <p><b>【平成 19 年度総合評価落札方式実施工事の事後審査について】</b></p> <p>1 一般国道 39 号北見市常呂川橋床版工事（標準型）</p> <p>この工事で一番重要な点は「連続合成桁に配慮した中間支点上のひび割れ抑制策の提案」であると考えているが、どの入札者からも提案がない。発注者の意図と業者の力量にギャップがあったのではないかと。</p> <p>総合評価の配点として、配置予定技術者に一級土木施工管理技士の資格があれば 0.5 点を</p>	<p>全国の企画部長会議があり、開発局からは事業振興部長が出席し意見交換している。地域精通度を重視するのは、全国的な流れである。</p> <p>平成 19 年度においては、簡易型総合評価落札方式の活用等を図りつつ、原則として工事発注件数等の全てを対象に実施している。</p> <p>本工事は、工事区分がプレストレストコンクリートではなく一般土木であったため、入札者が連続合成桁床版のコンクリート打設にあまり精通しておらず、そういった提案がなされなかったのかもしれない。</p> <p>本入札の参加条件では、配置予定技術者については一級土木施工管理技士又はこれと同等以</p>	

付与し、技術士の資格も有していれば1点を付与することになっているが、当該入札の参加条件として一級土木施工管理技士の資格を有していることが必須なのであれば、加算点0.5点を付与するのはおかしいのではないか。

地域精通度については、本支店、営業所の所在地が網走開発建設部管内にあれば1点加算されるが、代理店があるだけでは加算されないのか。

「環境の維持」という評価項目があるが、入札者からはほとんど提案がされていない。入札内容を公示するときに、最低限この部分は提案してほしいということを示しているのか。

## 2 一般国道238号紋別市渚滑橋上部工事 (標準型)

多くの入札者が0.5点減点されているが、理由は何か。

入札参加者に対しては、技術提案のどこが評価されたかということは公表されるのか。

## 3 網走港波除堤建設工事(簡易型)

配置予定技術者の配点が大きくなっているが、事業の特性を踏まえたものであり大変良いことである。工事によっては技術者の技術に頼る部分というのもあると思うし、特殊な能力を持った方もいると思うので、他部門でもそうしたことを考慮していただきたい。

### 【全体を通じて】

平成20年度の簡易型の加算点拡大に当たり、規模が大きくても地域精通度を重視する工事もあると思われるので地域精通度の配点等に

上の資格（一級建設機械施工技士や国土交通大臣が認定した者を含む）を有していることとしており、一級土木施工管理技士以外の資格を有している場合も参加可能となっている。このため、技術士を有していれば1.0点、一級土木施工管理技士を有していれば0.5点、これら以外の資格を有している場合は0点と、加算点において差を設けたものである。

建設業法上の支店や営業所でなければ加算しないこととしている。

入札説明書では、評価項目「社会的要請に関する事項」の評価基準として「環境の維持」と表記しているのみであり、それ以上の内容は示していない。

過去2年間において、工事事務以外で口頭注意以上の措置を受けたことがあったため、減点となったものである。

事後に入札順位証明書が公表され、評価項目毎の点数は明らかになるが、具体的に技術提案のどの部分が評価されているかは公表していない。

港湾工事の標準形である加算点10点満点の場合は、通常、配置予定技術者の同種工事の施工経験、地域精通度の近隣地域での同種工事の施工実績は評価項目としないが、当該工事の場合は、現場条件、工事規模等も踏まえそれらを評価項目として追加し、12点満点とした。

農業農村整備事業の場合は、10点満点の中に技術者の同種工事の施工経験及び近隣地域での施工実績が含まれている。

また、平成20年度については、全ての工事で技術者の同種工事の施工経験を評価項目とする予定である。

標準的には、工事規模に応じて地域精通度の配点割合を変えていく予定であるが、個々の工事の特性等を勘案し、配点を決めていきたい。

ついてよく検討していただきたい。

本日審議した工事を通して感じたことだが、標準型については発注者が示した評価項目と入札者の提案内容にギャップがあるように感じる。提案の視点がもう少し入札者に理解できるように、入札説明書において、技術提案の評価項目・評価基準について、ていねいな説明をお願いしたい。

今後、検討していきたい。